

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下ぐ）

（送料共一ヶ月）
（金）

茨城県水戸市北三ノ丸一八九番地
発行所 茨城県

茨城県水戸市愛宕町二、一八二
印刷所 茨城県印刷所

茨城県報

昭和二十九年十一月四日
第三千六百七十五号

告 示

茨城県告示第五十一号

東茨城郡白河村、同郡橋村及び同郡小川町を廃しその区域をもつて小川町を置き、昭和二十九年十二月十日から施行する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第五十二号

新治郡三村及び同郡関川村を廃し、その区域を石岡市に編入し、昭和二十九年十二月一日から施行する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第五十三号

那珂郡玉川村に事務所をおく玉川村土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

住 所	氏 名	摘 要
那珂郡玉川村大字八田一、一一〇ノ一	仲 田 甲子雄	理事長退職
〃 〃 大字東野 九八三	野 上 雄 次	理事長代理

茨城県告示第五十四号

筑波郡島名村大字上河原崎に事務所をおく上河原崎土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

住 所	氏 名	摘 要
筑波郡島名村大字上河原崎四二三	齊 藤 半治郎	監 事

茨城県告示第五十五号

常陸太田市小沢町に事務所をおく里川堰土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

住 所	氏 名	摘 要
常陸太田市上土木内町 五七三	黒 沢 八 郎	監 事
〃 西宮町 一、〇三六	井 上 早 人	〃
〃 馬場町 四八七	富 永 仙之介	〃
久慈郡坂本村大字西高野 五六九	宮 田 常 吉	〃

茨城県告示第五十六号

東茨城郡下中妻村太字内原に事務所をおく下中妻村外五ヶ村土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定

によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事

友 末 洋 治

記

住	所	氏 名	摘 要
東茨城郡中妻村黒磯一六一		大石 源一郎	理 事
〃 〃 築地七七八		谷 津 元雄	〃

茨城県告示第五十七号

筑波郡島名村大字上河原崎に事務所をおく上河原崎土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事

友 末 洋 治

記

住	所	氏 名	摘 要
筑波郡島名村大字上河原崎	四一三	齊 藤 彌 市	理 事 長
〃 〃 大字水堀	二四一	横 田 栄 一	理 事
〃 〃 上河原崎	四四七	齊 藤 一	〃
〃 〃 〃	四三三の二	〃 一三夫	〃
〃 〃 〃	四二四	齊 藤 山 松	〃
〃 〃 〃	四五九	福 田 彦四郎	〃
〃 〃 〃	四五三	福 田 房 吉	〃
〃 〃 〃	一四六	宮 本 権 一	〃

茨城県告示第五十八号

鹿島郡大谷村大字造谷に事務所をおく大谷村土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事

友 末 洋 治

記

住	所	氏 名	摘 要
茨城県鹿島郡大谷村大字下太田一一四		亀 山 勇一郎	監 事

茨城県告示第五十九号

筑波郡香取村大字前林に事務所をおく大山沼土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事

友 末 洋 治

記

住

所

氏

名

摘

要

茨城町新郷村大字大山

二四六

多並 初太郎

理事長

勝鹿村大字大堤

一、〇二二

白石 紋三郎

理事

大字下辺見

六六八

山室 藤兵衛

事

新郷村大字大山

一、三〇三

北島 卯兵衛

事

大字中田

一〇八

山田 作次郎

事

大字条屋新田

一、四四六

島村 嘉市

事

香取村 前林

四〇一

長浜 留吉

事

砂井新田

一二九

知久 忠助

事

勝鹿村大字大堤

一、〇五〇

小川 寅吉

事

香取村大字上砂井

一一五

高塚 勇次

事

新郷村大字大山

一、七三四

北島 定吉

事

勝鹿村大字下辺見

一、一〇六

高橋 磯吉

事

香取村大字前林

一、七七八

宇都木 鍋太郎

事

届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

一就任

記

住

所

氏

名

摘

要

茨城県東茨城郡上大野村大字西大野

三四

莊司 順之介

監事

下大野村大字小泉

二五七

飛田 敬介

事

稲荷村大字六反田

六八五

江橋 広

事

上大野村大字渋井

四七六

大野 賢

事

二退任

住

所

氏

名

摘

要

茨城県東茨城郡上大野村大字西大野

三四

莊司 順三介

監事

下大野村大字小泉

二五七

飛田 敬介

事

稲荷村大字六反田

六八五

江橋 広

事

茨城県告示第千六十号

地方自治法第八条第三項の規定により、昭和二十九年十一月一日から那珂郡勝田町を勝田市とした。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第千六十一号

水戸市轟町に事務所をおく千波湖土地改良区から左記の者が役員に就任した旨

茨城県報

第三六七五号

昭和二十九年十一月四日

木曜日

(明治三十五年三月十七日
第三種郵便物認可)

三

茨城県告示第千六十三号

計量法第四十七条第一項の規定により次の者を昭和二十九年十一月二日計量器販売等の事業を登録した。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号	店 舗 の 所 在 地	氏名又は名称
第四〇九号	東茨城郡白河村大字下吉影四六番地	川 島 力 之 介
ます(計量筒式ガソリン量器を除く)、斗概及び化学用体積計		
第四三二号	東茨城郡白河村大字下吉影四六番地	川 島 力 之 介
温度計、仕事計、工率計、熱量計、流量計、粘度計、密度計、濃度計、周波数計(回転計を除く)、光度計、光束計、照度計、騒音計、屈折度計、湿度計、比重計及び耐火度計		
第六一三三号	勝田市大字武田一、一〇〇番地	太 田 鉄 郎

茨城県告示第千六十四号

計量法第四十七条第一項の規定により次の者を昭和二十九年十一月四日計量器販売等の事業を登録した。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

長さ計(ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、ブロック、ゲージ及回転尺を除く)

登録番号	店 舗 の 所 在 地	氏名又は名称
第四一〇号	土浦市荒川沖一、一一五番地	木 村 喜 作
ます(計量筒式ガソリン量器を除く)、斗概及び化学用体積計		
第四三二号	土浦市荒川沖一、一一五番地	木 村 喜 作
はかり、分銅、おもり、力計及び繊維度計		
第三五二号	土浦市荒川沖一、一一五番地	木 村 喜 作
温度計、仕事計、工率計、熱量計、流量計、粘度計、密度計、濃度計、周波数計(回転計を除く)、光度計、光束計、照度計、騒音計、屈折度計、湿度計、比重計及び耐火度計		
第六一四号	水戸市大工町一、〇九五番地	保 坂 保 一
第六一五号	鹿島郡鉾田町大字鉾田一、五七番地	小 島 平 次 郎

茨城県告示第千六十五号

新治郡栄村大字松塚に事務所をおく栄村松塚土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

記

茨城県知事 友 末 洋 治

住	所	氏名	摘要
新治郡栄村大字松塚	四五二	沼尻 広英	理事長
〃	六二九	久保田 泰	理事
〃	四八五	久保田 正治	〃
〃	四六八	久保田 武夫	〃
〃	一〇八	沼尻 信次郎	〃
〃	六九五ノ一	沼尻 勝雄	〃
〃	四四二	沼尻 勤	〃
〃	四六〇	久保田 茂一郎	〃
〃	四四〇	沼尻 晃	〃
〃	四二〇	宮本 一郎	〃
〃	三三二	金村 先根	〃
〃	六三〇	沼尻 弘	監事
〃	四八三	久保田 実	〃
〃	四二二	久保田 健一	〃
〃	四五七ノ二	鶴見 清	〃

茨城県告示第千六十六号

猿島郡静村に事務所をおく塚崎長島堀土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

住	所	氏名	摘要
猿島郡静村大字塚崎		大賀 富次	理事長
〃		齊藤 増次郎	理事
〃		篠塚 清作	〃
〃		長谷川 忠次	〃
〃		落合 政良	〃
〃		五月女 平吉	〃
〃		篠塚 康三	〃
〃		関 良平	〃
〃		関 憲嗣	〃

茨城県告示第千六十七号

新治郡上大津村沖宿に事務所をおく沖宿土地改良区から左記の者が役員に就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

住	所	氏名	摘要
新治郡上大津村沖宿		戸井 次男	監事
〃		羽成 静馬	〃

茨城県告示第千六十八号

下館市に事務所をおく河間村土地改良区から左記のとおり役員が就任及退任し

た旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。
昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 就 任 記

住 所	氏 名	摘 要
下館市大字落合 四七七ノ二	谷田部 平造	監 事
大字八田 四二九	潮田 徳一	〃
大字上中山 二八五	上野 陽	〃
大字奥田 四七七	秋山 順	〃
大字野 四六五	中島 好	〃
大字羽方 六五六	橋業 清一	〃

二 退 任

住 所	氏 名	摘 要
下館市大字羽方 七二二ノ一	橋本 土子	監 事
大字大関 一、二三八	小林 盛郎	〃
〃 〃 一、二三六	小林 晃	〃
大字八田 三三九	浜野 利一	〃
大字落合 一、五〇三	内田 健夫	〃
大字国府田 一、三三九	柴 春信	〃

茨城県告示第千六十九号

土浦市に事務所をおく土浦市外十五ヶ町村土地改良区から左記の者が役員を退

任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。
昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

住 所	氏 名	摘 要
稲敷郡牛久町五	吉田 虎次郎	理 事

茨城県告示第千七十号

昭和二十九年七月三十日付県報登載の茨城県告示第七七二号鶯野土地改良区、理事「石井徳治」とあるは「石井徳次」の誤りである旨届出があつたから訂正する。
昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第千七十一号

下妻市に事務所をおく高道祖村土地改良区から左記のとおり役員が就任及退任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。
昭和二十九年十一月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 就 任 記

住 所	氏 名	摘 要
下妻市大字高道祖 四、六一八	柴 与三吉	理 事 長
〃 〃 四、四九一	神 郡 正二	理 事
〃 〃 四、三五一	飯 村 忠一	〃

二
退
任

住 所	氏 名	摘 要
下妻市大字高道祖	伊 沢 栄	理 事 長
四、六〇二		
四、四七六ノ一	山 崎 要 蔵	理 事
四、五一三ノ一	杉 山 左 吾 衛 門	
四、六一八	柴 与 三 吉	
四、三五一	飯 村 忠 一	

四、四〇七	神 郡 晴 美	
四、三八六ノ二	石 浜 松 三 郎	
四、六四五	岩 田 豊 次 郎	
四、五九四	渡 辺 浪 之 助	
三、八五三	神 郡 助 治	
三、八六五	杉 山 唯 二	
四、五四三	飯 村 唯	
四、五一八	高 橋 彌 一 郎	
四、五二四	松 崎 金 五	
四、五六五	松 崎 久 一	
四、四七六ノ一	山 崎 要 蔵	
四、三八六ノ二	飯 村 丑 五 郎	監 事
四、四四三	小 松 崎 孫 一	
三、八八一	橋 本 奥 一	
四、五一一	石 浜 多 賀	

◀法六の民県～覧総の政県▶

報 県 城 茨

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民政等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので県では実費で、この県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、送料とも一ヶ月百円であります。

三、八五三	神 郡 助 治	
四、四四五	小 松 崎 小 次 郎	
四、五一八	高 橋 彌 一 郎	
四、五三四	飯 村 忠 一	
四、三四〇	松 崎 德 一	
三、八六五	杉 山 唯 二	
四、六〇二	神 郡 正 二	
四、三八六ノ二	飯 村 丑 五 郎	監 事
四、四一七	柴 坂 和	
四、六四五	岩 田 豊 次 郎	